

## 借入（リース）物品仕様書

## 1 品名及び数量

品名	型番	定価	数量	価格(定価×数量)
GIGAスクール構想第2期端末整備に伴う 中学校教育用コンピュータ賃貸借契約	<input checked="" type="checkbox"/> 同等品可 <input type="checkbox"/> 製品指定			
	<input type="checkbox"/> 同等品可 <input type="checkbox"/> 製品指定			
	<input type="checkbox"/> 同等品可 <input type="checkbox"/> 製品指定			
	<input type="checkbox"/> 同等品可 <input type="checkbox"/> 製品指定			
	<input type="checkbox"/> 同等品可 <input type="checkbox"/> 製品指定			
	<input type="checkbox"/> 同等品可 <input type="checkbox"/> 製品指定			
合計				

※ 設置・調整業務を  含む（別紙のとおり）。  含まない。

2 物品納入期限（物件の引渡） 令和8年8月31日

3 賃貸借期間（令和8年度分） 令和8年9月1日から令和9年3月31日まで

4 総賃貸借期間  
及び最終日 期間 5年間  
最終日 令和13年8月31日

5 物品保管場所  
所在地 別紙 履行場所一覧の通り  
名 称 \_\_\_\_\_  
電 話 \_\_\_\_\_

## 6 付帯事項

- (1) 物品の 運搬・搬入 設置・調整 撤去 に要する費用は、すべて賃貸人の負担とする。
- (2) 物品には、動産総合保険を付すこと。この保険料は、賃貸人の負担とする。
- (3) 賃借料の支払いは、毎月後払いとする。
- (4) 賃貸人は、予定借入期間満了後、本市の求めに応じて、次の条件で物品を再リース又は売り渡すものとする。再リースする場合の月額賃借料は当初月額賃借料の10分の1以下の額とし、支払い方法については、別途仕様書で定める。売り渡す場合の売買価格は当初月額賃借料の2月分以下の額とする。
- (5) 本契約は、債務負担行為を設定する契約とする。

## 7 発注局課

所在地 横浜市西区花咲町6丁目145番地 横浜花咲ビル6階 電話 314-1316  
FAX 314-1318

教育委員会事務局 教育DX推進課 担当者 岩元

GIGA スクール構想第 2 期端末整備に伴う  
中学校教育用コンピュータ賃貸借契約  
仕様書  
(一般競争入札)

横浜市教育委員会事務局

## 1 件名

「GIGA スクール構想第 2 期端末整備に伴う中学校教育用コンピュータ賃貸借契約」

## 2 目的

GIGA スクール構想において整備された教育用コンピュータ（以下、「教育用 1 人 1 台端末」という）は、学校現場において端末の活用が進み、効果が実感されつつある一方で、整備から約 5 年が経過し、故障端末の増加やバッテリーの耐用年数が迫るなど、今後、端末を計画的に更新する必要がある。

そこで、GIGA スクール構想第 2 期を迎えるにあたり、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現させ、利活用の一層の促進を図ることを目的とし、横浜市立中学校に整備する教育用 1 人 1 台端末（Chromebook 端末）及び周辺機器等（以下「Chromebook 端末本体」という。）の賃貸借、初期設定等を行う。あわせて、

「教育用端末と校務用端末の一体的な整備・運用による校務 DX の推進」および「教職員の働き方改革の実現」に資するため、校務用としても利用可能な指導者用端末（Windows 端末）及び周辺機器等（以下「Windows 端末本体」という。）を賃貸借で整備・初期設定を行う。

また、整備した教育用 1 人 1 台端末を生徒が継続して利用できるよう、Chromebook 端末本体の故障及び障害発生時の問い合わせ対応や修理手配等の一連の各種支援業務を行う。

## 3 業務概要

横浜市立中学校の生徒が継続的に教育用 1 人 1 台端末を利用できるよう、Chromebook 端末本体を賃貸借により調達し、初期設定、搬入、端末管理機能の設定等を行う。あわせて校務用としても利用可能な指導者用の Windows 端末本体を賃貸借により調達し、初期設定、搬入等を行う。また、故障・障害発生時の問い合わせ対応、修理手配、端末管理等を含む一連の保守業務を行う。

## 4 履行期間

契約締結日 ～ 令和 13 年 8 月 31 日

※契約形態は、令和 8 年 9 月 1 日～令和 13 年 8 月 31 日の 5 年間の賃貸借契約とする。

## 5 履行場所・配付台数

横浜市教育委員会事務局教育 DX 推進課ほか横浜市立中学校 147 校（義務教育学校後期課程を含む）

履行場所・配付台数の詳細については、「【別紙】履行場所一覧」「【別紙】配付数一覧」を参照。学校ごとの配付台数については、契約決定後、変更することがある。ただし、横

浜市立学校の条例の改定により、学校名称等に変更が生じた場合は、条例の改定内容に準拠するものとする。

## 6 スケジュール等

- (1) 貸貸借開始までのスケジュールは下表のとおりとし、詳細な日程については、貸借人と協議の上、決定するものとする。
- (2) 落札事業者は、契約締結後、速やかに作業進捗管理のための作業計画表を提出すること。また、当該作業実施に当たっての実施体制図も併せて提出すること。

作業等	期間	~4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
機器等の設計・初期設定作業	契約締結日～							
機器等の納入・設置等	7月中旬～8月31日							

## 7 入札参加資格・要件

本契約に関わる事業者の資格・要件は次のとおりとする。

- (1) G I G Aスクール構想において、令和2年度以降、1自治体に対して児童生徒用端末45,000台以上を導入した実績を有すること。同一年度内であれば複数案件を合算することも可とする。  
※端末導入実績については、契約書の写しを提出すること
- (2) 45,000以上のアカウントを有する自治体のGoogle Workspace for Education Plusドメインへのセキュリティ対策等の環境構築の実績を有すること。同一年度内であれば複数案件を合算することも可とする。なお、事業実施体制に含まれる事業者の実績も可とする。  
※Google Workspace for Education Plusドメインへのセキュリティ対策等の環境構築の実績については、実績一覧（自治体名、期間、Google Workspace for Education Plusドメインへのセキュリティ対策等の環境構築の実績台数を明記したもの。様式は不問）を提出すること
- (3) 引受証明書（第5号様式の1）を提出できること。

## 8 事業実施体制等

### (1) 事業実施体制

- ア 各作業工程の管理及び部門間の調整等に関する管理能力を有し、全体を統括するプロジェクト責任者を配置すること。
- イ 機器及びソフトウェア設定等の専門スキルを持つメンバーを含めたプロジェクト体制を整えるとともに、必要なセキュリティ管理体制も併せて整え、業務ごとの体制について書面で賃借人へ通知すること。具体的には、Professional ChromeOS Administrator 認定資格 1名以上、Associate Google Workspace Administrator 認定資格 1名以上を有する体制とすること。落札事業者は、契約までの間に、速やかに認定証の写しを提出すること。
- ウ 受注者と発注者担当職員間の連絡方法を明確化し、連絡を円滑かつ迅速に行える仕組みを示すこと。
- エ 本業務の内容を充分に理解している作業者を配すること。また、本業務に基づくすべての作業において他の事業者を関与させる場合、関与させる業務の内容、当該事業者の名称、所在等の情報を賃借人に提供し、その了承を得ること。
- オ 作業実施に関する詳細については、賃借人との密接な協議に基づき行うこととし、質疑あるいは協議の結果は、その都度文書で提出すること。

### (2) プロジェクト計画書の作成

具体的な体制、スケジュール、事業実施方法等を含めたプロジェクト計画書を作成し発注者の承認を得ること。

### (3) 進捗管理

- ア プロジェクト計画書のスケジュールに基づく進捗管理を行うこと。
- イ 課題や懸案事項等が発生した場合は、速やかに解決を図り、計画に是正の必要がある場合は、その原因及び対応策等を明らかにし、速やかに計画書を是正し提出すること。

### (4) プロジェクト会議の開催

事業期間において、受注者はプロジェクトの進捗状況や作業内容の確認等を行うため、随時プロジェクト会議を設定し、会議資料及び議事録の作成等を行うこと。また、議事録については、会議後 3 営業日以内に作成し、発注者へ提出すること。

## 9 補助金に関すること

### (1) 神奈川県公立学校情報機器整備事業費補助金

この入札は、公立学校情報機器賃貸借事業として、神奈川県公立学校情報機器整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受ける事を前提とする。補助金については、神奈川県公立学校情報機器整備事業費補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）を参照すること。

## （2）神奈川県に対する共同申請

この入札の落札者は、前項の補助金の交付を受けるため、補助金交付要綱に基づき、神奈川県に対して賃借人と共同申請をする必要がある。神奈川県に対し、補助金の申請や整備事業の事業実施報告を横浜市と共同で神奈川県が定める期限までに行うこと。補助金は神奈川県に事業実施報告し、請求した後、一括して神奈川県から賃貸人に交付される。

## （3）補助金の額

補助金の額は、前項の共同申請の結果によるため、交付対象経費については事前によく確認すること。本件の神奈川県公立学校情報機器整備事業費補助金交付要綱に基づく補助金対象台数は 87,027 台、定める補助金額は、補助金対象機器単価×補助対象台数 87,027 台×2/3（千円未満は切り捨て）を予定しており、金額を算定するにあたっては、総額から当該補助金を差し引いた額で賃貸借金額を算定すること。なお、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額が減額されることに注意すること。（当該額が明らかでない場合でも、明らかになった時点に応じて当該額の返還をすること。）

※補助金について賃貸人に責がない状態で、内定金額の全部または一部が交付されない場合は賃貸人が費用負担することは想定していない。

## （4）補助金申請手続き及び契約スケジュール予定

手続き	スケジュール
落札事業者決定	令和 8 年 1 月 30 日
補助金申請書類作成※、提出	令和 8 年 2 月 上旬～中旬
補助金交付決定	令和 8 年 3 月 上旬
賃借人と契約締結	令和 8 年 3 月 上旬
実績報告書及び提出	令和 8 年 9 月中

※補助金申請書類に関しては、事前に発注者で作成しており、金額や受注者情報を除き記入済み。落札事業者決定後、速やかに発注者で記入し、補助金申請書類を共有予定。

## （5）入札書記載金額

公立学校情報機器整備事業補助金（補助金対象機器単価×補助対象台数 87,027 台×2/3）は、賃貸人に対して交付されることになるため、総事業費より補助金見込金額を差し引いた金額を記載すること。入札金額は税抜きの総額で行う。

## 10 留意事項

### （1）秘密保持義務

ア 賃貸人は、自治体から秘密と指定された事項及び本契約の履行に際し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、本契約終了後も同様とする。

イ 選定事業者は、選定事業者の管理の下で本契約の履行に係る業務に従事する者

に対して、誓約書の提出その他秘密保持義務を遵守するために必要な措置を講ずること。

(2) 目的外使用の禁止

賃貸人は、賃借人が賃貸人に貸与する物品（電子データも含む。）を業務の実施以外の用途に使用してはならない。また、本賃貸借契約終了後は、速やかに賃借人へ返却すること。

(3) 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項の遵守

賃貸人は、この契約による事務を遂行するにあたっては、賃借人が別に定める「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(4) 個人情報取扱特記事項の遵守

賃貸人は、この契約による事務を遂行するにあたっては、賃借人が別に定める「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(5) 疑義等に対する協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合や、本仕様書に定めのない事項については、相互の協議により決定するものとする。

(6) 検査・検収

納品完了後、各自治体による検査・検収を受けること。検査の結果、本仕様書と不適合なものが発見された場合は、賃貸人は直ちに修正すること。

(7) 費用の負担

本業務賃貸借業務履行のための賃貸人の人件費、旅費、通信費、送料、報告書の印刷費等の一切の経費は、賃借料に含まれるものとする。

(8) 動産保険の利用

動産保険を利用する場合等、非課税となる項目がある場合は内訳を示すこと。

(9) 損害賠償

賃貸借業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、賃借人の責に帰すべきものを除き、全て賃借人の責任において処理すること。

(10) 関係法令等の遵守

選定事業者は、本業務の遂行に当たっては、本仕様書に従うほか、業務実施に関係する各種法律や賃借人が定める「情報セキュリティポリシー」をはじめとした関係法令等を遵守すること。

(11) 委任に関する承認

賃貸人が業務の一部を第三者に委任するときは、事前に賃借人の承諾を得なければならない。

(12) その他

本仕様書の定めのない事項については、「横浜市賃貸借契約約款」「個人情報取扱特記事項」を適用し、または契約約款に規定のない事項及び業務開始後に本仕様書の内容に疑義

が生じた場合には、賃借人と賃貸人協議のうえで誠意を持って対応すること。

## 中学校教育用コンピュータ賃貸借業務仕様書

### 1 業務目的

本業務は、GIGA スクール構想の推進において整備された教育用 1 人 1 台端末の更新にあたって、横浜市立中学校に整備する生徒用の教育用 1 人 1 台端末及び周辺機器等（以下「Chromebook 端末本体」という。）、及び指導者用端末及び周辺機器（以下「Windows 端末本体」という。）の賃貸借及び初期設定等を行う。

### 2 履行期間

令和 8 年 9 月 1 日～令和 13 年 8 月 31 日（60 か月）

※契約形態は、5 年間のリース契約とする。

### 3 調達範囲

本契約における調達範囲は以下端末本体及びソフトウェアのとおりとする。

- ① 生徒用：Chromebook 端末本体 87,027 台（予備機含む）※補助対象機器
- ② 指導者用：Windows 端末本体 6,000 台
- ③ ソフトウェア一式

なお、端末本体およびソフトウェアの詳細な仕様は「別紙 機器仕様書」に規定するとおりとする。

また、機器等の設計、初期設定、納入時の運搬・搬入を行うこと。

端末本体等については、賃貸借期間終了後、賃借人に無償譲渡（現状引き渡し）すること。

### 4 機器等の条件

本調達により賃貸借する機器等の条件は、次のとおりとする。（詳細は別紙 機器仕様書のとおり）

- (1) 一般的に販売され、標準的な仕様で構成された機器であること。また、JAN コードを有すること。（ホワイトボックス系は不可）
- (2) 生徒用の Chromebook 端末本体については、Google の認定を受けた製品であること。（ChromeOS を搭載していても、Google の認定していない製品や ChromeOS Flex を搭載した端末は、対象外とする。）
- (3) 入札公告日時点でリリース情報が公開されている製品のうち、「機器仕様書」に規定する仕様と同等以上の機能を満たすものであること。スペックはカタログに基づくものとする。
- (4) 「機器仕様書」において指定している基準、性能及び機能並びに保守サポート期間については、一般に流通する製品販売カタログに明記されているものであること。ただし、製品販売カタログに明記されていないものであっても、メーカーが作成した証明書、保

証書等を販売事業者との連名により提出した場合には、この限りでない。この証明に使用する製品販売カタログ及びメーカーによる証明書類は、引受証明書提出時に該当記載箇所を明示した上で提出すること。なお、いずれの書類も日本語により記載されたものとし、日本語以外により記載されている場合には、日本語訳を付すること。なお外部接続端子の変換アダプタが必要な場合は、各学校のクラス数に応じて配布するが、詳細は契約締結後に調整する。

- (5) 端末本体に関する部品の保有年数及び部品供給年数を6年以上有すること。
  - (6) メンテナンス及び信頼性を考慮し、同一メーカーの同一モデルに統一すること。また、未使用の現行モデルであること。
  - (7) メーカーから提供される添付品（マニュアル類を含む）を全て付属すること。
  - (8) タッチペンについては、原則としてメーカー純正のパームリジェクション対応のUSIペンを附属すること。また、市販のパッシブタイプタッチペンが使用可能な製品であること。
- また紛失時等の安定的な運用を勘案して、以下の内容・数量を添付すること。
- ・タッチペン本体（予備用）：Chromebook本体数量の10%
  - ・替え芯：タッチペン本体数量（予備用分は除く）1本につき1つ
- (9) メーカーによる信頼できる保守サービス体制が日本国内に整備されており、無償保証期間中に不具合や故障等が発生した場合には、オンライン方式、メーカー又は販売事業者による引取方式のいずれかの方式により、速やかに対応可能であること。また、アフターサービス・メンテナンス体制が整備されていること。また当該連絡体制図を提出すること。

## 5 端末本体の保証

- (1) 保証・保守に関する共通事項（Chromebook端末本体・Windows端末本体）

以下の事項は、Chromebook端末本体・Windows端末本体に共通して適用するものとする。

  - ア 保証期間中の正常動作の確保  
保証期間中は、機器等が正常に動作することを保証するものとする。
  - イ ハードウェア保守の無償対応  
保証期間中のハードウェアに関する保守対応は、すべて無償で行うものとする。
  - ウ 保守部品の制限  
保守に使用する部品は、メーカーが提供する純正部品に限るものとする。
- (2) Chromebook端末本体  
本端末には、以下の保証内容を適用するものとする。
  - ア 5年間のメーカー延長保証の付与
    - ・5年間の保証期間中、修理に必要な部品を確保すること

- ・自然故障及び物損故障（破損や水濡れ、落下等）、火災や落雷等による故障に対応すること
  - ・全損・盗難等による代替機提供がやむを得ない場合を除き、端末単位での修理回数及び修理金額の上限無く無償で対応すること。修理金額の上限を設定する必要がある場合は代替機提供が原則発生しないように十分な上限金額を設定すること。上限金額の設定については別途協議により決定する。
  - ・盗難については、賃借人が盗難届受理番号等、必要書類を提示することとし、保証期間中1回に限り無償で代替機（同等以上の性能を有するもの）を補充すること。なお、この場合、代替機の提供をもって、当該端末に関する本保証サービスはすべて終了するものとし、補充された代替機に対する新たな保証は不要とする。
- イ 修理不能時の交換対応と Google GIGA License (GGL) の引き継ぎ
- ・原則、修理により端末のシリアルナンバーが変わらないようにすること。シリアルナンバーが変わるのは端末の保有する Google の有償ライセンスを引き継ぐ等の措置を行い賃借人に負担が無いようにすること
  - ・保証内容には、修理不能時の同等機種への交換を含むものとし、保証回数は無制限とするが、この場合でも、Google GIGA License (Chrome Education Upgrade) については、メーカーによりライセンスの引き継ぎが可能であることを条件とする。
  - ・修理不能時の同等機種への交換時には、修理不能端末について、賃借人が管理していたことが明らかなシール等は全て削除したうえで、文部科学省・経済産業省・環境省発出の「GIGA スクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」（令和5年10月26日）に基づいた適切な手法に基づいて、データ消去及び廃棄を行うことをメーカーが書面で提出すること。
- ウ 保証対象外事由
- 対象外となる主な事由は、以下とする。
- ・地震、噴火、津波、及びこれらに起因する水災等の自然災害による損傷等
  - ・公的証明書が提出できない火災による損害、又は火災により端末の現物が確認できない場合の故障
  - ・故意又は重過失による損傷
  - ・機能や性能に影響を与えない外形上の損傷
  - ・自然消耗又はさび、変色、経年劣化等による損傷
  - ・データ、OS、その他のソフトウェアの破損、変更、又は消滅、及び不当な改造や変更に起因する損傷
  - ・2回目以降、又は組織単位、又は賃借人、利用者自身、その関係者等が自らもしくは加担した場合の盗難
  - ・紛失又は置き忘れ
- 上記保証・保守範囲以外の事象により、端末が使用不可能な状態及び滅失した場合、

残債は賃借人が負担する。これらのほか、該当するか否かについて疑義がある場合は賃借人と賃貸人が協議の上、決定するものとする。

### (3) Windows 端末本体

本端末には、以下の保証・保守内容を適用するものとする。

#### ア 標準保証の付与

自然故障を対象とした標準メーカー保証を、保証期間 5 年間にわたり付与するものとする。

#### イ 保証対象範囲

保証内容は、製造上の不具合や通常使用における故障に対する修理・交換対応とし、物損については保証対象外とする。

#### ウ 修理対応体制

保証期間中は、メーカーが指定する修理窓口にて対応を受けられる体制を整えること。

## 6 Chromebook 端末本体の保守サポート

### (1) 修理問合せ体制

問合せ対応における体制は以下の通りとし、令和 8 年 9 月 1 日から受付を開始すること。修理受付時には、故障端末がデプロビジョニングされていることを MDM 管理画面より確認すること

#### ア 電話での受付

受付時間は、月曜日から金曜日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分とする。ただし、次に掲げる日を除く。

① 国民の祝日に関する法律に規定する休日

② 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

#### イ メール及び Web サイトでの受付

受付時間は 24 時間とする。受付後、業務実施日で 1 日以内に 1 次回答をすること。Web サイトは賃貸人が構築し、受付開始前に賃借人の承認を得ること。

（参考：過去 3 年間の 1 か月平均受付実績）

	問い合わせ件数			修理端末台数
	電話	メール	WEB	
令和 4 年度	16	170	50	183
令和 5 年度	27	187	40	262
令和 6 年度	25	323	63	438

### (2) 修理対応

回収後は、「5 (2) ア 5 年間のメーカー延長保証の付与」に記載の保証範囲内で

速やかに修理を行うこと。また、受注者は回収及び返却に関する送料を負担すること。なお、賃貸人の操作ミス等により端末の再設定が必要な場合は、無償にて導入時環境を復元すること。

### (3) 予備機の運用

#### ア 予備機の配備

賃貸借対象端末の総数は、15%の予備機を含むものとする。

予備機のうち、12%は各学校に配備し、残りは賃貸人が指定する倉庫等で保管・管理する。

#### イ 予備機の活用及び管理

賃貸人が保管する予備機は、修理対応時の代替品交換用として活用する。

代替品として貸与する予備機は、速やかに利用可能な状態を維持するため、通電管理を定期的に実施し、適切な温湿度管理及びセキュリティ対策を講じること。

修理完了品は、再び予備機として管理し、同様のメンテナンスを行うこと。

#### ウ 交換対応

各学校は故障端末が累計5台に達した時点で修理と予備機手配を依頼するものとする。賃貸人はOSアップデート、セキュリティパッチ適用、プロジェクトショーニング等の再設定がされた予備機5台を速やかに送付及び故障端末と交換するものとする。

また、予備機を学校に送付した場合には、交換した予備機のシリアル番号を賃借人に連絡すること。なお、引き取った故障端末は「6（2）修理対応」に基づき修繕し、「6（3）イ予備機の活用及び管理」に基づき予備機として拡充すること。

### (4) バッテリーの交換

本保守サービスには、端末内蔵バッテリーの交換を含むものとする。初期不良に加えて、納入日から1年間に発生したバッテリーの膨張、異常発熱、その他の不良については、無償で交換すること。

また、バッテリーの自然劣化による容量低下について、駆動時間が8時間未満の場合で賃借人から交換の申し出があった場合は、5年間で4,000台まで無償交換とし、超過分は有償とする。

なお、駆動時間の算出方法は、「Google Chrome OS Power\_LoadTestに基づくバッテリーの駆動時間（メーカーのカタログ値）」×「端末の管理コンソールにおけるChromeOSのバッテリーの電池の状態に表示される数値（%）」とする。

バッテリー交換の方法は問わないが、生徒の学びへの影響を最小限にするため、大量の交換が発生する場合は、オンラインサイトバッテリー交換や代替機の貸し出しが望ましい。

### (5) 端末管理

一人一台端末について、学校で管理している端末、賃貸人が保管している予備機、修理中の端末の台数やシリアル番号等が把握できるように端末管理を行うこと。

### (6) その他

- ア 保守体制図を契約締結後に賃借人に提出すること。
- イ 毎月、前月における保守報告書を作成し、担当者宛に提出すること。提出様式については、賃借人と協議すること。(報告書の内容については、修理受付件数、完了件数、原因別件数、故障・修理内容の傾向(各件数)、完了までの日数などを想定。)
- ウ 2か月に1回の報告会を開催し、保守報告書を含めた保守について報告を行うこと。(オンラインも可とする)

## 7 機器等の設計・初期設定作業等 (契約締結日～)

落札後速やかに機器明細を電子データで賃借人に提出すること。また、次のとおり、設計・初期設定作業等を実施すること。作業等に当たっては、賃借人の指示に従うものとし、詳細な作業内容等については、賃借人と協議の上、定めるものとする。

- (1) 学習用ネットワークに接続できるよう設定すること。インターネットに接続する際のフィルタリング設定について、賃借人と協議の上、設計・設定すること。
- (2) 指導者用の Windows 端末キッティングや展開の手順は、賃借人担当者と協議の上、確定すること。参考までにキッティング作業として現時点で想定している作業を以下に記載する。
  - ・OS 展開およびライセンス認証
  - ・Microsoft 365 Apps インストール
  - ・賃借人が定める標準アプリケーションのインストール
  - ・各種設定(端末制御のポリシー等)
  - ・所定箇所への端末個体識別シール等貼付

- ア 端末の管理等は、賃借人が別途契約している Microsoft365 環境の Intune で行う。そのため EntraID 及び Intune 登録のために必要となる情報を Intune 管理事業者と調整の上提出すること。または、キッティング作業の中で Entra ID および Intune へのデバイス登録作業を行うこと。
  - イ キッティング時に使用するデバイス登録用アカウントは賃借人より提供する。デバイス登録用アカウントには登録可能端末数に制限等があるため、賃借人担当者や Intune 管理事業者と協議の上、手順を定めること。
  - ウ 端末制御等の設定については Intune の構成プロファイルを用いることも検討している。設計時には賃借人担当者や Intune 管理事業者と協議を行い、マスターに含めるものと Intune から配布するものについて整理すること。
  - エ 運用設計においては、端末保守にあたって Intune 管理事業者との連携が必要となるため、賃借人担当者や Intune 管理事業者と協議も行うこと。
- (3) 教育用の Chromebook 端末については、端末を同一画面上で一元管理できるよう、Google 管理コンソールの「デバイス」に情報を登録すること。登録内容については、賃借人と協議の上、決定すること。なお、管理コンソールへのログインに必要となる詳

細な情報は、落札事業者に提示する。

- (4) Google Workspace for Education の Fundamental から Google GIGA License (Chrome Education Upgrade) への移行に伴い、管理コンソール上でのライセンス管理、端末登録、組織構成の再設定等について、学校サポートデスクと連携し、適切な管理体制を構築すること。
  - ア Google 管理コンソールへの端末登録（エンロール）作業を行うこと。
  - イ Wi-Fi 設定、OS アップデート、ラベル貼付、初期不良確認等を含む一連の初期設定を完了した状態で納品すること。
  - ウ Google Workspace for Education 環境との連携に必要な設定（アセット ID、管理番号等の登録）を行うこと。
  - エ 端末情報（MAC アドレス、シリアル番号等）を一覧表（Excel 形式）として学校別に提出すること。
- (5) OS、標準添付のソフトウェアについて、キッティング開始時点で最新のバージョンにバージョンアップすること。ただし、最新バージョンへのアップデートが難しい場合は、賃借人と協議の上、最適なバージョンとすること。
- (6) 個々の端末が識別可能となるよう、管理番号等を記載したラベル（1枚）を貼付すること。ラベルの詳細については落札事業者に提示する。
- (7) 納入物品が賃貸借物件であること、賃貸人の所有物であることをステッカー等で明示すること。

## 8 機器の納入（7月中旬～8月 31 日予定）

- (1) 契約後直ちに任意書式による「導入計画書」を賃借人宛てに提出し、稼働までの導入スケジュールについて協議すること。その際、Google Workspace for Education やソフトウェアとの連携が必要なため連携、協議に応じること。また、端末の設定についてはプロビジョニング用のアカウントを提供することを前提としているが、ゼロタッチプロビジョニング方式での展開を想定する場合は管理側での工程が変動するため、方式について検討の上応札にのぞむこと。また、費用が必要な場合は本調達に含めること。
- (2) 納入場所は、「【別紙】納入場所一覧」のとおりとする。各納入場所における納入台数については、「【別紙】配付数一覧」のとおりとするが、年度による学校ごとの増減があるため、学校ごとの確定値については、5 月を目途に落札事業者に提示する。なお、納入台数の総数は変わらない。
- (3) 賃借人の了解を得て、個別に学校と納品日の調整を行った上で運搬・搬入等を行うこと。また、日程に変更が生じた場合は、その都度報告すること。
- (4) 端末導入の作業については、導入前のプロビジョニング作業は搬入前に完了した状態で、学校に搬入すること。
- (5) プロビジョニング作業が完了した端末をまとめて納入するための段ボール等の梱包

用資材を準備すること。また、準備する梱包資材は、内部に仕切り等を作つて 10 台程度の端末をまとめて保管することが可能で、梱包資材内に端末が何台入っているか外箱に明示すること。なお、梱包資材は、現行の教育用 Chromebook 端末を処分するまでの保管用としても使用するので、必要に応じて Google GIGA License に基づくリサイクルサポートを提供する事業者との連携を図ること。

- (6) 教育用の Chromebook 端末は、個別の設定等を除き、すぐ使用できるよう調整したうえで(5)の梱包資材に入れて各学校に納入すること。納入にあたっては、各学校の担当者、ICT 支援員等、端末の入れ替えを実施するものと調整すること。
  - (7) 納入に係る作業は、原則として、土日祝日、閉学期間を除く月曜日から金曜日までに実施するものとする。また、原則として 8 時 30 分から 17 時までの時間帯で作業を行うこと。
  - (8) 納入等の作業日程は貸借人と事前に協議すること。なお、貸貸人は、機器を貸借人が指定する場所へ、貸貸借期間開始日までに、正常に使用できる状態で納入し、貸借人の検査を受けなければならない。貸借人の検査に合格した機器については、貸貸借期間開始日をもって貸借人に引渡しが完了したものとする。
  - (9) 作業の進行にあたっては、安全作業に務めること。作業に際しては、建屋（天井、壁面、床等）等貸借人の財産に損傷を与えないように実施し、もし損傷を与えた場合には、元の状態に修復すること。
  - (10) 納入当初の初期不良及び動作不良に関しては、すみやかに代替機（本仕様の要件を全て満たすもの）を無償で提供すること。
  - (11) 梱包資材の回収及び処分を適切に行うこと。また、搬入に際して、必要に応じて、作業場所にはマット類を敷く等、床の養生を行うこと。
  - (12) 各学校納入時に端末の正常動作確認のために行う作業等について
    - ア 各学校において、それぞれ端末 1 台以上について、インターネットへの接続確認及び動作確認を行うこと。ただし、ネットワーク構築がされていない場合、貸借人の指示に従うこと。
    - イ その他必要なハードウェア、ソフトウェアの動作確認を行い、稼働可能な状態に調整すること。
- ※上記項目（起動、サインイン、アプリ起動、カメラ起動等）については入札後、事前に貸借人と確認すること。

## 9 問合せ対応窓口の設置

令和 8 年 5 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日までの間において、本契約における調達範囲に係る貸借人や各学校からの問合せ窓口を設け、メール及び電話による受付体制を整えること。受付時間は平日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までとする。なお、9 月 1 日以降の問い合わせについては 6 (1) 修理問合せ体制の窓口に移行する。

## 10 不具合・障害対応

機器納入開始日から賃貸借期間開始日までの間において生じた機器等の不具合・障害について、次のとおり対応すること。

- (1) 原因切り分け作業を的確に行い、校務・授業に支障を来さぬよう障害復旧を行うこと。
- (2) 部品交換・修理（以下「修理等」という。）が必要と判断された場合は、賃借人と協議の上、修理等を実施すること。また、修理等に要する期間が校務・授業に支障をきたすと判断された場合には、予備機を配置すること。
- (3) 修理等完了後、正常に使用できるよう調整作業をし、動作確認を行うこと。
- (4) ソフトウェアの不具合による障害に対しては、必要に応じソフトウェアの再インストールを行い、障害発生前の状態に復旧させること。
- (5) ソフトウェアの不具合において、メーカーに起因すると思われる障害に対しては、メーカーとの連携により障害復旧対応を行うこと。
- (6) ネットワーク機器等に起因すると思われる障害に関しては、賃借人が契約するネットワーク運用保守事業者へエスカレーションを行うこと。エスカレーション先の詳細な情報については、落札事業者に提示する。

## 11 その他付帯事項

### (1) 端末管理方法

教育用の Chromebook 端末については、調達する端末を次の条件にて Google Workspace for Education 内のサービスである「Google 管理コンソール」で対応すること。

ア 導入する全ての端末のエンロール作業を行い、管理すること。

イ 管理コンソールは日本語で運用すること。

ウ 管理番号等の登録により管理画面上から確認可能にすること。

エ 第1期で設定した組織構成に従い、各組織に配置し適宜更新すること。

### (2) 教育用ソフトウェア及びアカウントの管理について

調達する端末及び教育用ソフトウェアについては、第1期で取得した `edu.city.yokohama.jp` ドメインを用いて発行した Google Workspace for Education アカウントを引き続き使用することを条件とし、学校サポートデスクが管理する。

なお、第2期の端末更新に伴い、Google Workspace for Education の Fundamental ライセンスから Google GIGA License (Google Workspace for Education Plus) への移行を予定しているため、当該ライセンス変更に伴う設定作業（管理コンソール上でのライセンス適用、組織構成の再設定、端末情報の登録等）についても、賃借人と連携の上、適切に対応すること。

### (3) 報告書の提出

学校等への導入が完了した時点で、賃借人宛の完了報告書を提出し、写し1部を学校長

宛に提出すること。完了報告書には、次の一覧表を添付すること。

※「完了報告書に必要な物品一覧表」

項目：通番、装置名(ソフトウェア名)、メーカー名、型番(Ver.)、製造番号、MAC アド

レス、納入場所及び数量

端末等導入物品一覧表により学校等と納入の確認及び学校等への引渡しを確実に行い、完了報告書に確認印又はサインをもらうこと。

※詳細な内容は、賃借人と別途協議の上、決定し提出すること。

#### (4) その他

本仕様書の定めのない事項については、「横浜市賃貸借契約約款」を適用し、契約約款に規定のない事項及び業務開始後に本仕様書の内容に疑義が生じた場合には、賃借人と賃貸人協議のうえで誠意を持って対応すること。

別紙 機器仕様書 (Chromebook 端末本体)

No.	分類	仕様	詳細
1	端末形状	コンバーチブル型	360 度回転可能な形状 ゼロタッチ登録の対応デバイスであること
2	OS	ChromeOS(納入時点で最新のバージョンであること) ※ Google Chromebook 本体は、 Google の認定を受けた製品であること。 (ChromeOS を搭載しても、Google が認定していない製品は対象外。)	
3	CPU	① Intel Processor N100 以上 +メモリ:4GB 以上	
4		② MediaTek Kompanio 520 以上 +メモリ:8GB 以上 ※①または②のいずれかを満たすもの	
5	ストレージ	32GB 以上	
6	画面	11.6 型(1366×768)以上、タッチパネル対応	
7	無線 LAN	Wi-Fi 6(IEEE 802.11 a/b/g/n/ac/ax)以上	
8	Bluetooth	Ver.5.2 以降準拠	
9	周辺機器	ハードウェアキー ボード	日本語JIS標準配列キーボード(防滴) ・キーストロークが 1.3mm 以上であること
10		タッチペン	原則としてメーカー純正のパームリジェクション対応の USI ペンを附属すること。また、市販のパッシブタイプタッチペンが使用可能な製品であること。
11	カメラ機能	インカメラ(92万画素以上) アウトカメラ(500 万画素以上)オートフォーカス対応	
12	音声接続端子	マイク・ヘッドフォン端子を1つ以上有していること	
13	サウンド	内蔵ステレオスピーカー、内蔵マイク	
14	外部接続端子	USB3.2 以上の規格の USB Type-C PD(Power Delivery)に対応したポートを1つ以上 (Type-A がない場合は2つ以上)有していること	
		USB3.2 以上の規格の USB Type-A に対応したポートを1つ以上有していること。Type-A がない場合は、USB Type-C から Type-A に返還するアダプタの利用は可とする。この場合、変換アダプタは 4000 個を納入すること。	
15	バッテリ駆動時間	リチウムイオンポリマーバッテリー、またはリチウムイオンバッテリーで、駆動時間 10 時間以上 (Google Chrome OS Power LoadTest による測定値)	
16	重さ	1.3kg 以下(本体及びハードウェアキーボード)	
17	外形寸法	300mm(W)×210mm(D)×22mm(H)以内であること	
18	堅牢性	MIL 規格(MIL-STD-810H)準拠のテストをクリアした製品であること	
19	保証	5 年間のメーカー延長保証を付けること。 ・保証期間中、修理に必要な部品を確保すること。 ・自然故障及び物損故障(破損や水濡れ、落下等)、火災や落雷等による故障に対応すること。 ・全損・盗難等による代替機提供がやむを得ない場合を除き、端末単位での修理回数及び修理金額の上限無く無償で対応すること。修理金額の上限を設定する必要がある場合は代替機提供が原則発生しないように十分な上限金額を設定すること。 ・原則修理により端末のシリアルナンバーが変わらないようにすること。シリアルナンバーが変わることの場合は端末の保有する Google の有償ライセンスを引き継ぐ等の措置を行い、本市に負担が無いようにすること。 ・盗難については、本市が盗難届受理番号等、必要書類を提示することとし、保証期間中 1 回に限り無償で代替機(同等以上の性能を有するもの)を補充すること。この場合、代替機の提供をもって、当該端末に関する本保証サービスはすべて終了するものとし、補充された代替機に対する新たな保証は不要とする	

20	環境認証規格	グリーン購入法で定められている判断基準を満たしていること
21	端末管理機能(MDM) ※買い切り	Google GIGA License(Google 純正 MDM 永続ライセンス) ネットワークを介して以下の設定を行うための端末管理機能(MDM) ・端末にログイン可能なユーザに関する制御設定 ・端末が利用するソフトウェア、拡張機能等の配信設定 ・接続先ネットワークの制御 ・紛失・盗難時の制御設定
22	その他留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令が遵守された端末を導入すること。</li> <li>・端末に関する備品の保有年数及び部品供給年数は 6 年以上とすること。</li> <li>・端末は JAN コードを有すること(ホワイトボックス系は不可)。</li> <li>・端末は公示日時点でリリース情報が公開されている製品であること。</li> <li>・端末の稼働状況を把握できる機能、適切なセキュリティ対策としての機能(マルウェアから端末を保護する機能、ストレージにデータを暗号化して保存する機能(必要に応じて利用可能であればよい))を有すること。</li> <li>・国内に保守拠点を有する事業者で、購入後のサポート体制を有すること。</li> <li>・納入する端末本体は、全て新品・未使用であり(中古品又はリユース品は認めない)、品質・耐久性に十分留意し、選択すること。</li> <li>・端末は受注者が責任をもって調達すること。また、サプライチェーンリスクに考慮した端末を選定すること。</li> <li>・保守性を考慮し、同一メーカー及び同一型番・同一の色で納入すること。</li> <li>・端末に適合する端末メーカー純正の充電ケーブル・電源アダプタを端末と合わせて納入すること。なお、充電保管庫の電源コンセント形状の観点から、一般的なコンセント配置間隔でも接続可能な形状(10 cm長程度の延長ケーブル対応でも可)であること。</li> <li>・端末メーカーが、環境負荷低減に配慮し、リサイクルセンター等の体制があり、再資源化に積極的に取り組んでいること。また、自社で回収及びリサイクルが可能な製品であること。</li> </ul>

別紙 機器仕様書 (Windows端末本体)

項目	要件
形状	モバイルノートパソコン
OS	Windows 11 Proのライセンスが付属し、Windows 11 Pro(64bit版)がインストールされていること。 ※ドライバが提供され、メーカーサポートが受けられること。
CPU	Intel Core i5 プロセッサー又は AMD Ryzen 5 プロセッサー。又はそれぞれの上位製品又は後継製品。
メモリ	16GB以上を標準搭載すること。
ストレージ	SSD 256GB以上 全領域をCドライブに割り当てたパーティション構成とすること。(ただし、リカバリ等に使用する特殊なパーティションは除く)
光学ドライブ	無し。
有線LAN	有無を問わない。
無線LAN	Wi-Fi 6 (IEEE 802.11 a/b/g/n/ac/ax) 以上
USB	・USB Type-C (USB4またはThunderbolt 4) を2ポート以上(1ポート以上はUSB Power DeliveryおよびDisplayPort Alt Mode対応)備えること。 ・タイプAポートを1つ以上(1ポート以上は3.0対応以上)備えること。
セキュリティチップ	TPM(TCGVer2.0準拠)を内蔵すること。
オーディオ	HD Audio準拠(又は同等以上)、ヘッドホン端子を備えること。スピーカー、マイクを内蔵すること。
キーボード	日本語キーボード内蔵テンキー無し(JIS標準に準拠した配列で、85キー以上を備えること。ただし一部の機能キーの位置が移動していても構わない)
ポインティングデバイス	マルチタッチ対応・ジェスチャー操作可能なクリックボタン一体型タッチパッド搭載
内蔵ディスプレイ	タッチパネル付き FHD 高輝度・高色純度・広視野角 TFTカラーLED液晶 (ノングレア) 13インチ以上、14インチ以下であること。 解像度1920×1080以上に対応し、RGB各色8ビット (24ビットカラー) による約1,677万色表示が可能のこと。
外部映像出力	HDMI出力端子を備えること。 解像度1920×1080以上に対応し、約1677万色表示が可能のこと。 内蔵ディスプレイ1つと外付けディスプレイ1つ以上とでマルチディスプレイ出力できること。
Webカメラ	HD (1280×720) 以上の解像度を持ち、顔認証 (Windows Hello) に対応したIRセンサー付きWebカメラを内蔵していること
電源	・50/60Hz、AC100Vで動作すること。 ・稼働時間(JEITA3.0準拠)10時間以上(動画再生時)/20時間以上(アイドル時)のバッテリーを内蔵すること。
本体重量	バッテリーを含めて総重量1.2kg以下。 ※バッテリーパック以外のACアダプター等の主な付属品は含まなくてよい。
機器保証	5年間の無償引取修理対応以上、出張修理も可とする。 修理時に、ストレージ内の情報が漏えいする等の事故がないようにすること。また、修理時におけるストレージ内の情報の取扱ポリシーについて、本契約締結後に書面で提示すること。
ソフトウェア	・Officeなし
同梱物	・保証期間と修理問合せ先を明記したシール(本体貼付け用) ・Windows 11 Pro(64bit版)のリカバリメディア(工場出荷時に戻せるもの) ・リカバリ方法の説明書(Web上に説明書がある場合は、該当Webページの表示方法)

設置等	パソコンの設置・配線は含まない(LANケーブルの調達は不要。納入先への配送のみとする)
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>セキュリティワイヤー取付金具が装着できるセキュリティロックスロットを持つこと。</li><li>グリーン購入法適合品であること。</li></ul>

【別紙】履行場所一覧

学校名等	郵便番号	区	所在地	電話番号
教育委員会事務局 教育DX推進課	220-0022	西区	花咲町6-145横浜花咲ビル6階	314-1316
市場中学校	230-0024	鶴見区	市場下町1-1	501-4125
潮田中学校	230-0037	鶴見区	向井町4-83	521-3535
上の宮中学校	230-0075	鶴見区	上の宮一丁目26-33	582-8801
寛政中学校	230-0034	鶴見区	寛政町23-1	511-0666
末吉中学校	230-0012	鶴見区	下末吉六丁目13-1	581-0813
鶴見中学校	230-0051	鶴見区	鶴見中央三丁目14-1	501-2397
寺尾中学校	230-0074	鶴見区	北寺尾三丁目13-1	571-4102
生麦中学校	230-0078	鶴見区	岸谷二丁目1-1	581-3255
矢向中学校	230-0001	鶴見区	矢向一丁目8-24	581-4131
横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校	230-0046	鶴見区	小野町6	511-3654
浦島丘中学校	221-0072	神奈川区	白幡東町27-1	421-6281
神奈川中学校	221-0004	神奈川区	西大口141	431-4770
栗田谷中学校	221-0804	神奈川区	栗田谷3-1	481-3767
菅田中学校	221-0864	神奈川区	菅田町2017	472-2338
錦台中学校	221-0001	神奈川区	西寺尾三丁目10-1	401-3644
松本中学校	221-0852	神奈川区	三ツ沢下町30-1	323-2580
六角橋中学校	221-0802	神奈川区	六角橋五丁目33-1	481-3521
老松中学校	220-0032	西区	老松町27	241-5120
岡野中学校	220-0073	西区	岡野二丁目14-1	311-3210
軽井沢中学校	220-0001	西区	北軽井沢24	311-2523
西中学校	220-0046	西区	西戸部町3-286	231-0153
大鳥中学校	231-0821	中区	本牧原22-1	621-4500
仲尾台中学校	231-0839	中区	仲尾台23	621-9600
本牧中学校	231-0827	中区	本牧和田32-1	623-7094
港中学校	231-0023	中区	山下町241	681-3618
横浜吉田中学校	231-0047	中区	羽衣町3-84	261-0905
共進中学校	232-0045	南区	東蒔田町1-5	711-5091
永田中学校	232-0075	南区	永田みなみ台7-1	715-5511
藤の木中学校	232-0061	南区	大岡四丁目44-1	714-2817
平楽中学校	232-0035	南区	平楽1	261-4213
蒔田中学校	232-0018	南区	花之木町2-45	711-2231
南中学校	232-0066	南区	六ツ川一丁目14	712-9800
南が丘中学校	232-0064	南区	別所三丁目6-1	711-1101
六ツ川中学校	232-0066	南区	六ツ川三丁目81-11	715-3075
上永谷中学校	233-0012	港南区	上永谷四丁目12-14	842-3939
港南中学校	233-0004	港南区	港南中央通6-1	842-2355
港南台第一中学校	234-0054	港南区	港南台六丁目6-1	832-0020
笹下中学校	233-0003	港南区	港南五丁目8-1	841-1333
芹が谷中学校	233-0006	港南区	芹が谷二丁目7-1	823-7551
東永谷中学校	233-0011	港南区	東永谷二丁目14-7	823-9901
日限山中学校	233-0015	港南区	日限山四丁目33-1	841-1158
日野南中学校	234-0054	港南区	港南台四丁目37-1	832-4726
丸山台中学校	233-0013	港南区	丸山台四丁目1-1	843-1950
南高等学校附属中学校	233-0011	港南区	東永谷二丁目1-1	822-9300
新井中学校	240-0053	保土ヶ谷区	新井町43-7	382-1477
新井中学校桜坂分校	240-0053	保土ヶ谷区	新井町580 (横浜市向陽学園内)	381-3029
岩井原中学校	240-0023	保土ヶ谷区	岩井町308	731-5880
岩崎中学校	240-0011	保土ヶ谷区	桜ヶ丘二丁目6-1	331-3663
上菅田中学校	240-0051	保土ヶ谷区	上菅田町780	381-7161
橋中学校	240-0044	保土ヶ谷区	仏向町1167-2	335-5991
西谷中学校	240-0045	保土ヶ谷区	川島町1208	373-5511
保土ヶ谷中学校	240-0066	保土ヶ谷区	釜台町3-1	331-8521

【別紙】履行場所一覧

学校名等	郵便番号	区	所在地	電話番号
宮田中学校	240-0002	保土ヶ谷区	宮田町1-100	331-5288
旭中学校	241-0817	旭区	今宿二丁目40-1	364-5112
今宿中学校	241-0032	旭区	今宿東町825	953-0001
上白根北中学校	241-0002	旭区	上白根二丁目47-1	955-1131
希望が丘中学校	241-0826	旭区	東希望が丘118	391-0378
左近山中学校	241-0831	旭区	左近山1335-2	351-7712
都岡中学校	241-0804	旭区	川井宿町32-2	953-2301
鶴ヶ峯中学校	241-0021	旭区	鶴ヶ峰本町三丁目28-1	951-2327
本宿中学校	241-0011	旭区	川島町1979	373-0529
万騎が原中学校	241-0836	旭区	万騎が原31	391-5514
南希望が丘中学校	241-0824	旭区	南希望が丘108-8	364-5171
若葉台中学校	241-0801	旭区	若葉台一丁目13-1	921-1060
岡村中学校	235-0021	磯子区	岡村一丁目14-1	751-3140
汐見台中学校	235-0022	磯子区	汐見台一丁目2-1	752-3551
根岸中学校	235-0007	磯子区	西町17-13	751-2184
浜中学校	235-0033	磯子区	杉田三丁目30-11	771-4545
森中学校	235-0023	磯子区	森五丁目22-1	761-2321
洋光台第一中学校	235-0045	磯子区	洋光台二丁目5-1	833-1270
洋光台第二中学校	235-0045	磯子区	洋光台六丁目41-1	833-3175
金沢中学校	236-0042	金沢区	釜利谷東一丁目1-1	781-2412
釜利谷中学校	236-0045	金沢区	釜利谷南三丁目5-1	784-7311
小田中学校	236-0052	金沢区	富岡西一丁目73-1	775-3801
大道中学校	236-0035	金沢区	大道一丁目85-1	781-2457
富岡中学校	236-0052	金沢区	富岡西五丁目46-1	773-1218
富岡東中学校	236-0005	金沢区	並木一丁目6-1	771-0716
並木中学校	236-0005	金沢区	並木三丁目4-1	783-5805
西柴中学校	236-0017	金沢区	西柴一丁目23-1	781-2448
六浦中学校	236-0031	金沢区	六浦一丁目24-4	701-7658
西金沢学園 後期課程 (本校舎)	236-0046	金沢区	釜利谷西四丁目19-1	784-0921
大綱中学校	222-0037	港北区	大倉山三丁目40-1	542-4422
篠原中学校	222-0026	港北区	篠原町1342-3	433-2402
城郷中学校	222-0036	港北区	小机町325	471-9203
高田中学校	223-0063	港北区	高田町2439	591-4183
樽町中学校	222-0001	港北区	樽町四丁目15-1	542-8776
新田中学校	223-0058	港北区	新吉田東五丁目25-1	542-0324
新羽中学校	223-0057	港北区	新羽町1434-4	542-1680
日吉台中学校	223-0062	港北区	日吉本町四丁目9-1	561-2183
日吉台西中学校	223-0062	港北区	日吉本町五丁目44-1	563-3997
鴨居中学校	226-0003	緑区	鴨居五丁目12-35	934-3871
田奈中学校	226-0027	緑区	長津田二丁目24-1	981-3101
十日市場中学校	226-0025	緑区	十日市場町1501番地42	981-0360
中山中学校	226-0013	緑区	寺山町653-21	931-2108
東鴨居中学校	226-0003	緑区	鴨居三丁目39-1	931-7398
霧が丘学園 後期課程	226-0016	緑区	霧が丘四丁目4	921-8004
青葉台中学校	227-0062	青葉区	青葉台二丁目25-2	983-1062
あかね台中学校	227-0066	青葉区	あかね台二丁目8-2	985-5010
あざみ野中学校	225-0011	青葉区	あざみ野一丁目29-1	902-4836
市ヶ尾中学校	225-0024	青葉区	市ヶ尾町531-1	973-3400
美しが丘中学校	225-0002	青葉区	美しが丘三丁目41-1	901-9649
鴨志田中学校	227-0033	青葉区	鴨志田町536	961-3771
すすき野中学校	225-0021	青葉区	すすき野三丁目4-3	901-5896
奈良中学校	227-0035	青葉区	すみよし台36-3	962-2753
みたけ台中学校	227-0047	青葉区	みたけ台30	971-6431
緑が丘中学校	227-0051	青葉区	千草台50-1	973-5316

【別紙】履行場所一覧

学校名等	郵便番号	区	所在地	電話番号
もえぎ野中学校	227-0044	青葉区	もえぎ野4-1	971-7855
山内中学校	225-0002	青葉区	美しが丘五丁目4	901-0030
谷本中学校	227-0052	青葉区	梅が丘5	973-7108
荏田南中学校	224-0007	都筑区	荏田南二丁目5-1	942-0960
川和中学校	224-0051	都筑区	富士見が丘21-1	941-1361
茅ヶ崎中学校	224-0037	都筑区	茅ヶ崎南一丁目10-1	941-0601
都田中学校	224-0053	都筑区	池辺町2818	941-2045
中川中学校	224-0027	都筑区	大窓町240番地	592-3701
中川西中学校	224-0001	都筑区	中川二丁目1-1	912-1270
早渕中学校	224-0025	都筑区	早渕二丁目4-1	593-8841
東山田中学校	224-0023	都筑区	東山田二丁目9-1	594-5107
秋葉中学校	245-0052	戸塚区	秋葉町271-3	811-6773
汲沢中学校	245-0062	戸塚区	汲沢町550-2	861-5303
境木中学校	244-0802	戸塚区	平戸三丁目48-2	822-8626
大正中学校	245-0063	戸塚区	原宿四丁目12-1	851-3017
戸塚中学校	244-0003	戸塚区	戸塚町4542	864-1531
豊田中学校	244-0815	戸塚区	下倉田町950	864-8640
名瀬中学校	245-0051	戸塚区	名瀬町791-6	812-1601
平戸中学校	244-0803	戸塚区	平戸町993-4	823-8272
深谷中学校	245-0067	戸塚区	深谷町1071	852-2888
舞岡中学校	244-0813	戸塚区	舞岡町226	822-2722
南戸塚中学校	244-0003	戸塚区	戸塚町1842-1	871-7611
飯島中学校	244-0842	栄区	飯島町746-1	894-2901
桂台中学校	247-0034	栄区	桂台中5-1	891-2149
上郷中学校	247-0026	栄区	犬山町6-2	892-2478
小山台中学校	247-0002	栄区	小山台一丁目14-1	892-7512
西本郷中学校	247-0007	栄区	小菅ヶ谷一丁目29-1	892-1911
本郷中学校	247-0005	栄区	桂町84-14	892-2155
泉が丘中学校	245-0022	泉区	和泉が丘三丁目29-1	802-8797
いずみ野中学校	245-0016	泉区	和泉町6201	804-6540
岡津中学校	245-0003	泉区	岡津町2346	811-3360
上飯田中学校	245-0018	泉区	上飯田町2254	804-0444
中田中学校	245-0012	泉区	中田北二丁目20-1	803-3771
中和田中学校	245-0024	泉区	和泉中央北二丁目5番1号	802-1301
領家中学校	245-0004	泉区	領家四丁目3-1	811-6641
緑園学園 後期課程	245-0002	泉区	緑園五丁目28	811-6030
東野中学校	246-0012	瀬谷区	東野130	302-1116
下瀬谷中学校	246-0035	瀬谷区	下瀬谷二丁目16-7	301-4508
瀬谷中学校	246-0014	瀬谷区	中央5-41	301-0096
原中学校	246-0025	瀬谷区	阿久和西二丁目1-6	391-0461
南瀬谷中学校	246-0032	瀬谷区	南台二丁目2-8	301-5131

## 【別紙】配付数一覧

学校名	Chromebook端末本体台数（ペンも含む）	指導者用Windows端末本体台数	予備ペンの個数
教育委員会事務局 教育DX推進課	196	357	402
市場中学校	1,028	53	100
潮田中学校	644	48	50
上の宮中学校	726	49	50
寛政中学校	221	25	50
末吉中学校	1,029	62	100
鶴見中学校	633	39	50
寺尾中学校	1,255	66	100
生麦中学校	777	46	50
矢向中学校	893	52	100
横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校	280	20	50
浦島丘中学校	694	42	50
神奈川中学校	577	37	50
栗田谷中学校	593	32	50
菅田中学校	471	38	50
錦台中学校	717	45	50
松本中学校	575	34	50
六角橋中学校	987	62	100
老松中学校	512	35	50
岡野中学校	415	30	50
軽井沢中学校	303	23	50
西中学校	247	24	50
大鳥中学校	341	30	50
仲尾台中学校	414	31	50
本牧中学校	599	38	50
港中学校	405	32	50
横浜吉田中学校	499	38	50
共進中学校	558	54	50
永田中学校	575	36	50
藤の木中学校	339	28	50
平楽中学校	438	32	50
蒔田中学校	547	65	50
南中学校	611	37	50
南が丘中学校	613	38	50
六ツ川中学校	480	33	50
上永谷中学校	612	35	50
港南中学校	677	37	50
港南台第一中学校	552	37	50
笹下中学校	709	42	50
芹が谷中学校	282	23	50
東永谷中学校	464	32	50
日限山中学校	362	30	50
日野南中学校	500	32	50
丸山台中学校	563	35	50
南高等学校附属中学校	537	29	50
新井中学校	230	25	50
新井中学校桜坂分校	47	11	0
岩井原中学校	473	33	50
岩崎中学校	818	49	50
上菅田中学校	433	31	50
橋中学校	756	46	50

## 【別紙】配付数一覧

学校名	Chromebook端末本体台数（ペンも含む）	指導者用Windows端末本体台数	予備ペンの個数
西谷中学校	706	42	50
保土ヶ谷中学校	1,053	58	100
宮田中学校	380	26	50
旭中学校	350	30	50
今宿中学校	501	38	50
上白根北中学校	596	34	50
希望が丘中学校	742	42	50
左近山中学校	415	39	50
都岡中学校	415	30	50
鶴ヶ峯中学校	568	34	50
本宿中学校	420	38	50
万騎が原中学校	968	52	100
南希望が丘中学校	526	33	50
若葉台中学校	238	24	50
岡村中学校	810	46	50
汐見台中学校	689	37	50
根岸中学校	340	27	50
浜中学校	699	42	50
森中学校	502	33	50
洋光台第一中学校	449	43	50
洋光台第二中学校	358	26	50
金沢中学校	930	55	100
釜利谷中学校	524	36	50
小田中学校	470	34	50
大道中学校	554	35	50
富岡中学校	669	34	50
富岡東中学校	482	34	50
並木中学校	188	23	50
西柴中学校	327	27	50
六浦中学校	420	30	50
西金沢学園 後期課程（本校舎）	251	54	50
大綱中学校	1,079	55	100
篠原中学校	716	44	50
城郷中学校	643	41	50
高田中学校	401	26	50
樽町中学校	1,147	61	100
新田中学校	909	50	100
新羽中学校	343	26	50
日吉台中学校	1,224	61	100
日吉台西中学校	493	30	50
鴨居中学校	550	36	50
田奈中学校	1,000	54	100
十日市場中学校	901	53	100
中山中学校	921	55	100
東鴨居中学校	501	31	50
霧が丘学園 後期課程	306	65	50
青葉台中学校	512	29	50
あかね台中学校	478	32	50
あざみ野中学校	657	37	50
市ヶ尾中学校	648	39	50
美しが丘中学校	318	25	50

【別紙】配付数一覧

学校名	Chromebook端末本体台数（ペンも含む）	指導者用Windows端末本体台数	予備ペンの個数
鴨志田中学校	332	36	50
すすき野中学校	452	29	50
奈良中学校	670	35	50
みたけ台中学校	331	26	50
緑が丘中学校	549	33	50
もえぎ野中学校	468	33	50
山内中学校	764	40	50
谷本中学校	802	45	50
荏田南中学校	737	47	50
川和中学校	930	52	100
茅ヶ崎中学校	995	58	100
都田中学校	721	45	50
中川中学校	596	35	50
中川西中学校	886	51	100
早渕中学校	677	38	50
東山田中学校	712	38	50
秋葉中学校	677	41	50
汲沢中学校	582	43	50
境木中学校	457	28	50
大正中学校	611	32	50
戸塚中学校	960	52	100
豊田中学校	689	42	50
名瀬中学校	471	32	50
平戸中学校	740	46	50
深谷中学校	327	24	50
舞岡中学校	727	43	50
南戸塚中学校	597	35	50
飯島中学校	440	29	50
桂台中学校	355	26	50
上郷中学校	432	36	50
小山台中学校	391	28	50
西本郷中学校	461	29	50
本郷中学校	540	34	50
泉が丘中学校	490	37	50
いづみ野中学校	479	34	50
岡津中学校	651	36	50
上飯田中学校	257	26	50
中田中学校	634	38	50
中和田中学校	718	44	50
領家中学校	500	33	50
緑園学園 後期課程	416	84	50
東野中学校	439	34	50
下瀬谷中学校	469	33	50
瀬谷中学校	879	53	100
原中学校	830	52	50
南瀬谷中学校	442	31	50
他予備機	1,250	0	0
合計	87,027	6,000	8,702